

令和2年度八戸港小口混載貨物サービス事業支援助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八戸港国際物流拠点化推進協議会が、八戸港のコンテナ定期航路の小口混載貨物サービスを提供する事業者に対し、その経費の一部を助成することにより、小口混載貨物サービスの定着及び荷主の利便性向上を図り、地域における貿易活動の拡大に寄与するとともに、八戸港コンテナ定期航路の更なる利用促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる事業者は、八戸港のコンテナ定期航路の小口混載貨物サービスの提供（「以下「助成対象事業」という。」）を行う事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している事業者
- (2) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第3条の規定による登録又は同法第20条の規定による許可を受けた外航貨物利用運送事業を行う事業者

2 助成対象期間は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、八戸港における小口混載貨物輸送1コンテナにつき5万円とする。

2 前項の規定に関わらず、助成金の交付申請額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で助成金額を決定し、交付するものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、助成事業を計画したときは、令和2年11月30日までに必要書類を添えて、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 登記事項証明書
- (4) 第2条第1項第2号に関する登録通知書の写し
- (5) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、助成金の交付が適当であると認めるときは助成金の交付を決定し、申請者に交付決定通知書（別記第4号様式）により通知する。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、助成金の交付の決定がなされた場合において付された条件となるものとする。

- (1) 助成金の額の増加若しくは計画取扱量について 30 パーセント以上の減少を生ずる変更を伴う助成事業の内容の変更をする場合は、速やかに事業変更（中止・廃止）申請書（別記第5号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、事業変更（中止・廃止）申請書（別記第5号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- (3) 会長の要求があった場合においては、助成対象事業の遂行の状況に関し、会長に報告すること。

2 会長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を精査し、変更等をしたときは、変更（中止・廃止）承認通知書（別記第6号様式）により申請者へ通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 申請者は、第5条の規定による助成金の交付の決定の内容又は前条の規定により付された条件に不服があるときは、助成金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、書面により申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告及び助成金の請求）

第8条 申請者は、助成事業が完了したときは、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和3年1月20日のいずれか早い期日までに、必要書類を添えて、以下の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 事業完了（廃止）実績報告書兼助成金請求書（別記第7号様式）
- (2) 事業実績書（別記第2号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

（助成金の審査）

第9条 会長は、第5条の交付決定及び第10条の助成金の額の確定における審査の過程において、提出された書類のみで助成要件等を満たしているか確認できない場合は、別記第8号様式により海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

（助成金の額の確定及び交付）

第10条 会長は、第8条の実績報告書兼助成金請求書を受理したときは、報告内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき

助成金の額を確定し、確定通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 会長は、虚偽の申請若しくは不正行為があると認められた場合又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令等に違反した場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 会長は、第1項の取消しをした場合には、速やかにその内容を申請者に通知する。

（助成金等の返還）

第12条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

（加算金）

第13条 申請者は、第11条第1項の規定による取消しに関し、助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

（延滞金）

第14条 申請者は、助成金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。

（関係帳簿等の保管）

第15条 助成事業の状況、助成事業の経費の収支その他助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要領に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月9日から実施する。